

鶴舞公園整備運営事業提案
事業者募集に関する資料

令和3年4月

(令和3年6月29日 修正版)

名古屋市

■用語の定義

Park-PFI	平成 29 年の都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置又は管理と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
公募対象公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に整備することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFI により選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	Park -PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park -PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
公募設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者
整備運営事業者	鶴舞公園整備運営事業において、公募設置等計画の認定及び指定管理の議決を受け、Park-PFI 及び指定管理の事業を実施する者
設置許可	都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
行為許可	都市公園条例（昭和 34 年名古屋市条例第 15 号）第 4 条第 1 項の規定により、都市公園において禁止されている行為の解除について、公園管理者が与える許可。

はじめに

鶴舞公園は、名古屋市が明治 42 年に設置した第 1 号公園で、令和元年度に開園 110 周年を迎えた歴史ある公園です。サクラやハナショウブなど季節の花々の咲く緑ゆたかな園内には、開園当時をしのばせる噴水塔や、普選記念壇、奏楽堂等があり、市内随一の市民の憩いの場となっています。公園内にある緑化センターは、植栽知識の普及および市民の緑化意識の高揚を図り、緑ゆたかなまちづくりを推進する拠点施設として、昭和 55 年に開設しました。館内は、緑化に関する相談・指導、各種資料の展示、講習会・研修会の場として、幅広く利用されています。

近代的な庭園を目指しながらも、伝統的な日本庭園を取り込み、整形式の洋風庭園と回遊式の日本庭園を併せ持つ和洋折衷の意匠が鶴舞公園で表現されており、開園当初から日本庭園に茶店や売店を設け、多くの市民に親しまれてきました。園地部分については、民間事業者の優れたアイデアや経営ノウハウを活かし、サービス向上と効率的な運営を図る目的から、平成 18 年度から緑化センターで、平成 22 年度からは公園のほぼ全域で指定管理者制度を導入してきました。

明治から積み重ねた歴史があるものの、施設の老朽化やバリアフリー化への対応、利用者ニーズに応える飲食サービスの提供、利用の少ない施設があるといった課題も抱えており、鶴舞公園の歴史・文化的に価値のある景観と花などのみどりを活かし、それら資産の保全とさらなる魅力向上、及び課題の解消を図るため、新たな整備運営を行います。

新たな整備運営では、鶴舞公園固有の歴史・文化的資産及びみどりの保全、サービスの向上、経費の削減、業務の効率化のため、より積極的に行政と民間事業者が協力して鶴舞公園で生まれる収益を鶴舞公園の整備及び管理運営に還元し、歴史・文化的資産及びみどりの保全や魅力向上、サービスの向上となる投資を促します。

本公募は、民間事業者の資金やアイデア、経営ノウハウを活かし、鶴舞公園の歴史・文化的価値を高める質の高い管理運営、飲食店等収益施設の整備と運営、催事等の実施を行うことで、利用者へのサービスを高め、これからも鶴舞公園が魅力を発揮し続け、都市の魅力向上やコミュニティの活性化などまちづくりに貢献し、さらには管理経費の縮減を図ることを目的として実施するものです。

そのため、鶴舞公園の来園者に質の高いサービスを提供する管理運営業務と、飲食店等収益施設の整備と運営に関する業務を一体的かつ効果的・効率的に行う事業者を募集します。

I 共通事項

第1章 事業概要

1 事業の名称	1
2 目的と期待する効果	1
3 事務局	2
4 受付時間	2
5 スケジュール	3
6 公園の概要及び事業対象区域	4
7 再生方針	5
8 整備運営方針	6
9 事業範囲	8
10 事業イメージと費用負担及び役割分担	9
11 事業期間（認定の有効期間等）	11
12 事業実施体制	12
13 その他	13

第2章 公募の実施に関する事項等

1 応募資格等	14
2 応募手続き	16
3 応募書類等の評価・候補者の選定	25

第3章 公募設置等計画の認定・指定管理者の指定・契約の締結等

1 公募設置管理制度（Park-PFI）	30
2 指定管理者制度	32

II 公募設置管理制度（Park-PFI）

第4章 Park-PFIに関する事項（公募設置等指針）

1 事業の概要	34
2 事業の対象となる区域	34
3 公募設置等計画の認定の有効期間	34
4 提案様式	34

III 指定管理者制度

第5章 指定管理に関する事項（指定管理募集要項）

1 事業の概要	35
2 管理運営業務の対象となる区域及び施設	35
3 指定期間	36
4 提案様式	36

IV 魅力向上に関する事業

第6章 魅力向上事業に関する事項

1 事業の趣旨	37
2 事業区域	37
3 事業内容	37
4 提案様式	38

V 参考提案

第7章 参考提案

1 鶴舞公園の整備に関する参考提案	39
2 駐車場の利用料金に関する参考提案	39
3 既存飲食店との連携に関する参考提案	40
4 つるのめぐみの活用に関する参考提案	40

I 共通事項

第1章 事業概要

1 事業の名称

「鶴舞公園整備運営事業」（以下「本事業」といいます。）とします。

2 目的と期待する効果

（1）目的

本事業は、「名古屋市みどりの基本計画 2030（以下「みどりの基本計画」といいます。）」、「名古屋市公園経営基本方針」（以下「基本方針」といいます。）、「名古屋市公園経営事業展開プラン」（以下「事業展開プラン」といいます。）、「鶴舞公園再生方針」（別添 1-1 以下「再生方針」といいます。）及び「鶴舞公園管理運営方針（パークマネジメントプラン）」（以下「パークマネジメントプラン」といいます。）に基づき、民間事業者のアイデアと優れた経営ノウハウにより、鶴舞公園が名古屋の誇りとなり続けるよう、歴史・文化的資産とみどりを保全・活用し、景観や情緒を活かした魅力向上を図ることを目的としています。

※みどりの基本計画、基本方針、事業展開プラン、及びパークマネジメントプランは、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

（2）期待する効果

長期的な視点で民間事業者の優れたアイデアと経営ノウハウを公園経営に取り入れることで、利用者のニーズが高い飲食サービスや、快適でバリアフリーな休憩所、便所など、新たな事業展開や施設整備の実施と、植栽の魅力向上、利用案内の充実、人材の育成などへの投資による利用者サービス及び利用者満足度の向上を期待します。

飲食等の収益施設と園地の管理運営及び緑化の普及啓発について、同一事業者によって一体的に行うことで、戦略的かつ効果的なイベント開催や広報・演出が可能となり、公園全体の魅力が高まることや、収益還元により施設機能や維持管理が充実されることを期待します。さらに、鶴舞公園全体の活用により、都市の魅力向上やコミュニティの活性化、歴史的建造物や景観など歴史・文化的資産と、育んできたみどりの価値が高まることを期待します。

また Park-PFI、指定管理者制度を用いて民間資金を活用することで、公園整備・管理に係る市の財政負担が軽減されることも期待します。

3 事務局

名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地利活用課（西庁舎 5 階）

住 所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電 話：052-972-2489

F A X：052-972-4143

メールアドレス：a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

4 受付時間

窓 口：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）（以下「休日等」といいます。）を除きます。）とします。

メ ー ル：24 時間受付可能です。

5 スケジュール

事業者募集に関する資料の公示	令和3年4月27日(火)
質問票の受付	令和3年5月6日(木)～令和3年7月7日(水)
応募登録の受付	令和3年5月6日(木)～令和3年7月23日(金) 26日(月)
公募説明・施設見学会参加申込期限	令和3年5月14日(金)
公募説明・施設見学会	令和3年5月18日(火)
質問最終回答期限	令和3年7月21日(水)
整備運営事業提案書の受付	令和3年7月14日(水)～令和3年8月13日(金)
第1次評価 (選定委員会※、書類評価)	令和3年9月中旬
第2次評価 (選定委員会、ヒアリング評価)	令和3年10月上旬
公募設置等予定者の選定結果通知	令和3年10月下旬
指定管理者指定に関する 市会における議決(注)	令和3年11月市会
公募設置等計画の認定	令和3年12月上旬
鶴舞公園整備運営事業基本協定の締結	令和3年12月上旬
指定管理者の指定(告示)(注)	令和3年12月下旬
鶴舞公園整備運営事業実施協定の締結	令和4年2月中旬
指定管理対象施設の業務引継ぎ	令和4年2月～3月
特定公園施設の譲渡契約	令和4年3月下旬
鶴舞公園指定管理者基本協定の締結	令和4年4月1日(金)
認定計画提出者による 公募対象公園施設工事	令和4年4月～令和5年3月
認定計画提出者による 特定公園施設工事	令和4年4月～令和5年3月
指定管理者による 指定管理対象施設の管理の開始	令和4年4月1日(金)
特定公園施設の譲渡	令和5年3月下旬
公募対象公園施設供用開始(想定)	令和5年4月頃
事業終了	令和24年3月末日

※：選定委員会とは、名古屋市都市公園条例に基づき設置した名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会を指します(以下同様です。)

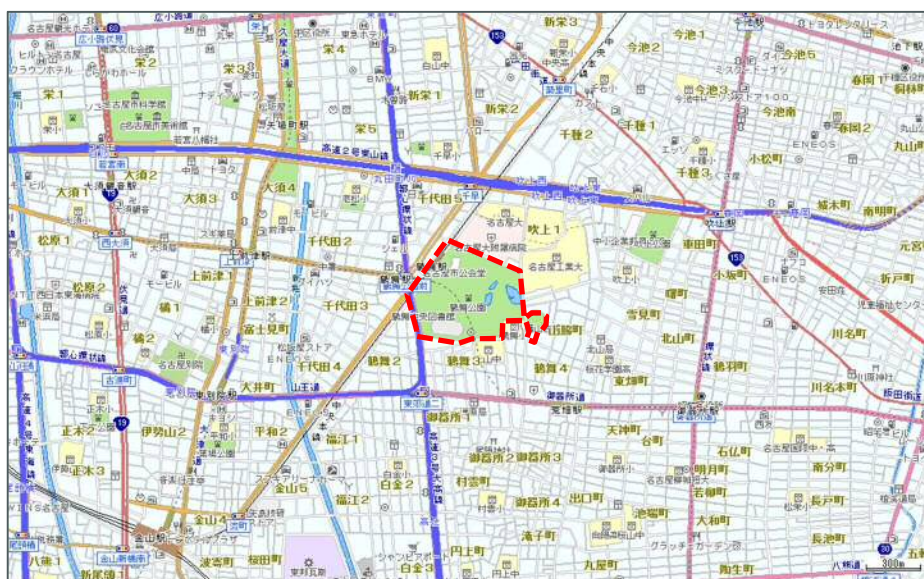
注：指定管理者指定に関する市会における議決及び指定管理者の指定(告示)の時期は、変

更になる場合があります。

6 公園の概要及び事業対象区域

(1) 公園の概要

名 称	鶴舞公園
所 在 地	名古屋市昭和区鶴舞一丁目
開園年度	明治 42 年
公園面積	24. 07ha
主な施設	<p>○緑化センター</p> <p>事務室、講習室、展示室、ロビー等 339 m²</p> <p>温室（グリーンサロン） 115 m²</p> <p>花木見本園 919 m²</p> <p>スイフヨウ園 810 m²</p> <p>○バラ園 3, 380 m²</p> <p>○鶴々亭 1, 340 m²</p> <p>○奏楽堂 3, 940 m²</p> <p>○普選記念壇 2, 400 m²</p> <p>○テニスコート 4, 500 m²</p> <p>○野球場 6, 200 m²</p> <p>○駐車場 大型車 5 台 身障者用 4 台 普通車 174173 台</p>



位置図

(2) 事業対象区域の概要

都市計画等	地域地区 : 第2種住居地域、準防火地域、緑化地域、 31m 高度地区、特別緑地保全地区 (一部区域) 都市計画施設 : 都市計画公園 (5・5・4 鶴舞公園) その他 : 広域避難場所
位置づけ	都市公園・総合公園
土地所有者	名古屋市

7 再生方針

名古屋市は以下の方針で鶴舞公園の再生に取り組んでいます。本事業を実施するにあたり、再生方針を踏まえて提案してください。

(1) 基本的な考え方

鶴舞公園には名古屋市で類のない歴史と多様な魅力があり、これからも名古屋を代表する風格のある公園として、多くの市民に愛され、誇りとなり続けるよう、景観や情緒を活かしながら、民間活力の導入による施設整備や管理運営を視野に入れた再生に取り組めます。

(2) 再生の方針

- 鶴舞公園固有の歴史・文化的資産及びみどりの保全と活用
- 民間活力を活かした多様で質の高いサービスの提供
- 誰もが楽しめ、憩えるバリアフリー化の推進
- 市民、民間事業者、行政の連携による利活用の推進

(3) 民間活力を活かして再整備するエリアの将来イメージ

エリア名	将来イメージ
正面南	多様な人々が集う交流と賑わいの拠点となり、情報サービスを提供し、飲食や物販などを楽しむことができる空間
秋の池	池泉回遊式庭園の主要な要素の一つである秋の池の景観や情緒を活かし、気軽に飲食などを楽しむことができる空間
熊沢山	池と木々に囲まれた中で散策や休憩、飲食などを楽しむことができる落ち着いた空間

(4) 再生に向けた名古屋市の取り組み

名古屋市は鶴舞公園の再生に向けて以下の整備等に取り組む予定です。

- ・竜ヶ池の再生 (護岸改修、浮見堂のリニューアル、池周辺の園路のバリアフリー化 (令和3年度以降工事着手予定))

- ・公園案内センターの修繕（屋根、壁面）（令和4年度以降工事着手予定）
- ・奏楽堂、普選記念壇、鶴々亭等歴史的建造物の補修（随時）
- ・園路のバリアフリー化（随時）
- ・子どもの遊び場の便所のリニューアル（令和4年度以降工事着手予定）
- ・なごやかベンチ（寄付ベンチ）の募集（随時）

8 整備運営方針

名古屋市は再生方針に基づき以下の方針で整備及び管理運営に取り組みます。本事業では、めざす公園像を実現するために、名古屋市主導で取り組む竜ヶ池の再整備や園路・便所のバリアフリー化等と連携し、新たな収益施設の整備運営と公園全域の管理運営、及び緑化の普及啓発に取り組んで頂きます。

（1）めざす公園像

歴史と品格を軸に、これからも名古屋の誇りとしてあり続ける公園

- ・歴史を大切にしながら、何十年ぶりに訪れても「思い出の場所」として存在する公園
- ・市民が誇りを持てるような品格がある公園
- ・美しい景観の中で市民が憩える公園

（2）整備方針

- ・園内の景色を眺めながら、ゆったりとした雰囲気の中での飲食は、公園を楽しむ大きな要素の一つであることから、景観に合わせた新たなカフェ、レストラン等を導入すると共に、休憩所や便所を新たに設置し市民サービスの向上と公園の魅力アップを図る。
- ・歴史的建造物や花の名所をめぐる散策を誰もが楽しめるよう、園路等のバリアフリー化を進める。なかでも、高低差のある公園東部の回遊式の日本庭園について、未舗装の園路の舗装化や、傾斜のある園路と階段のスロープ化、石畳などの段差の解消を行う。

（3）運営方針

- ・施設利用者の満足度を高め、多様なニーズに応えるため、施設利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れる。
- ・都市力、地域力、維持力を高めるため、市民、民間事業者、大学、NPO等とのパートナーシップを推進し、参加型の運営を推進する。
- ・季節の花やイベント、歴史的建造物の案内など、利用案内、施設案内など情報サービスの充実をユニバーサルデザインに配慮して実施し、誰もが安心して楽しめる運営を推進する。

- ・なごやかベンチなど寄附による施設の充実を引き続き推進していく。

(4) 維持管理方針

- ・鶴舞公園の歴史、文化的資産を保全し、後世に継承するため、老朽化が進行している竜ヶ池や、普選記念壇、奏楽堂など歴史的建造物の保全、修繕を計画的に行う。
- ・特に竜ヶ池は、護岸改修や水質改善、周辺園路のバリアフリー化、浮見堂のリニューアルなど、周囲の一体的な再生に取り組み、施設の特性を踏まえたうえで、民間事業者のアイデアやノウハウも募りながら、利活用の方策を検討し推進する。
- ・庭園や植物の管理については、当初の設計意図を踏まえ、各植物の特性に配慮したうえで、より質の高い維持水準を保てるよう必要な管理を行う。
- ・施設や設備は、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、各種施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえで、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、各施設に応じた年間管理計画を立て、点検、管理を行う。

(5) 景観形成方針

- ・鶴舞公園は、名古屋市が設置した最初の公園として、令和元年には開園 110 周年を迎えた歴史ある公園であり、公園全体が登録記念物となっている。サクラやハナショウブなどの季節の花々の咲くみどり豊かな園地に、開園当時をしのぼせる噴水塔や、普選記念壇、奏楽堂等などの施設が鶴舞公園の景観を形成する重要な要素となっており、これらの美しい景観を維持向上するため、きめ細かな管理を行う。

(6) 連携・協働方針

- ・名古屋市公会堂や鶴舞中央図書館、テラスポ鶴舞、既存売店等、園内施設管理者と地域住民による運営協議会を設置し、日常のイベント情報の共有や各種イベントの共催、情報発信、利用サービスの充実など、連携して一体的な取り組みを実施する協力体制をつくる。
- ・現在、鶴舞公園で活動しているボランティア団体のほか、NPO、市民団体等や民間事業者、教育機関、研究機関との連携事業の実施や、それら団体の自主的な活動を支援するなど、公園全体のにぎわいづくりに資する利活用を推進する。
- ・みどりに関するボランティア活動の継続、充実を図り、公園をボランティアのメンバーや市民のコミュニティの場（地域のオアシス）として活用する。

(7) 災害対応方針

- ・「名古屋市地域防災計画」「震災に強いまちづくり方針～名古屋市防災都市づくり計画～」に基づき、広域避難場所としての機能を確保する。
- ・火災、地震、風水害等の防災、災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、発災時に

は、利用者の安全確保、避難誘導に努める。

9 事業範囲

本事業では以下の業務を行っていただきます。整備には計画・設計から工事までを含むものとします。

(1) 公募設置管理制度 (Park-PFI)

公募対象公園施設

- ① 景観や情緒を活かしたカフェ・レストラン等飲食施設の整備運営 (※必須)
- ② 公園利用者のための休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、集会所の整備運営

特定公園施設

- ③ 誰もが快適に利用できる休憩所と便所等の整備運営 (※必須)
- ④ 公募対象公園施設と一体的に利用する園路、広場等の整備運営
- ⑤ 名古屋市が指定する既存の管理事務所、倉庫等の撤去及び名古屋市が使用する倉庫、資材置き場の整備 (※必須)
- ⑥ 認定計画提出者が指定管理業務に必要な管理事務所、倉庫、資材置き場等の整備

利便増進施設

- ⑦ 自転車駐車場、広告塔、看板の整備運営

(2) 指定管理者制度

指定管理業務

- ⑧ 指定管理者制度による公園全体(公募対象公園施設はじめ一部区域を除く。)の管理運営及び緑化の普及啓発 (※必須)

自主事業

- ⑨ 指定管理施設の魅力向上や利用促進、公園利用者へのサービス向上、その他施設の機能増進や活性化につながる事業

(3) 魅力向上事業

魅力向上事業

- ⑩ 整備区域及び指定管理区域を活用した魅力向上事業 (※必須)

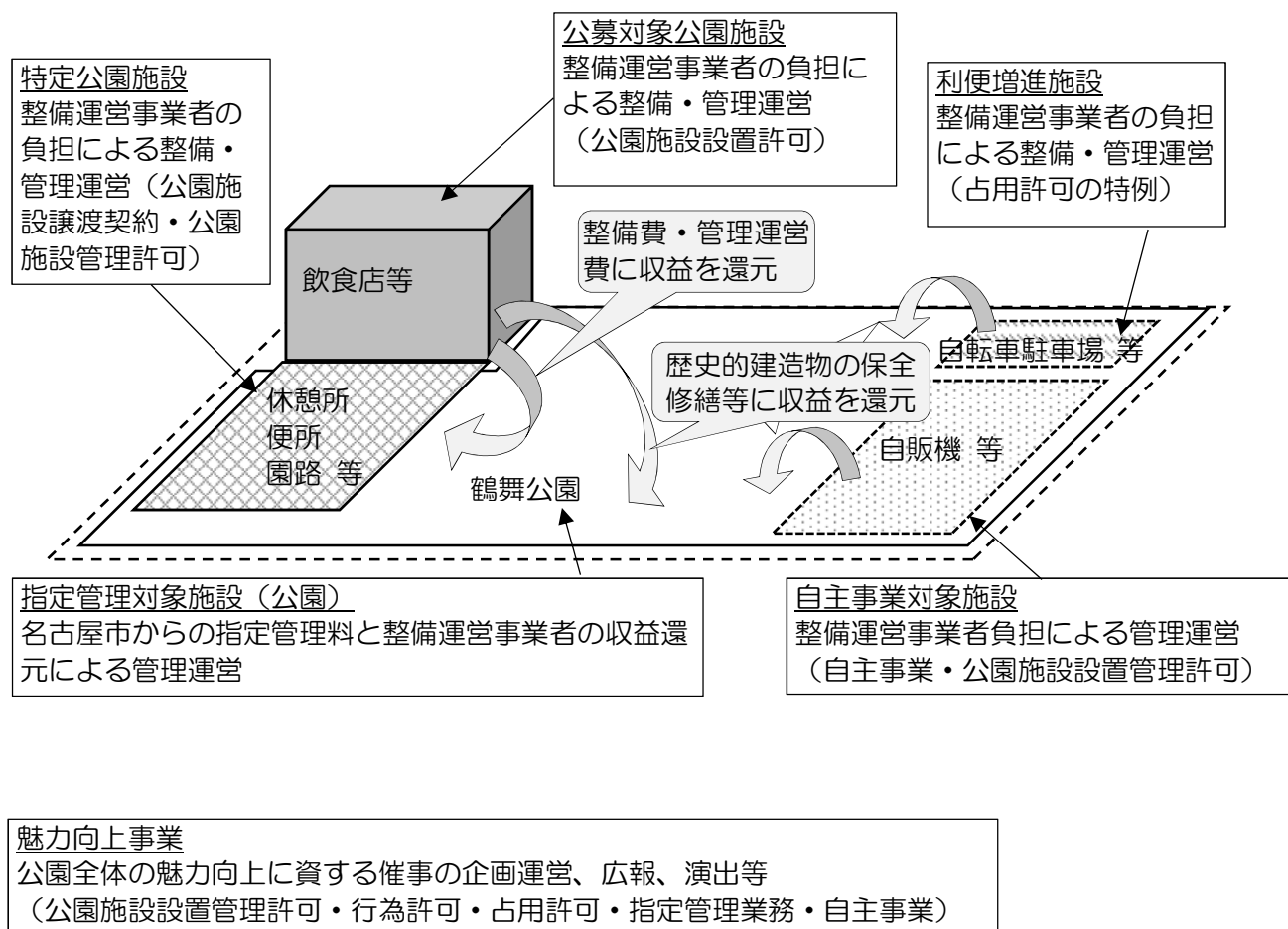
業務の区域は、別添 1-2「事業区域図」に示すとおりです。Park-PFI の業務①～⑦及び指定管理者制度の自主事業⑨に指定管理料を充てることはできません。また魅力向上事業のうち指定管理業務として実施する以外のものに指定管理料を充てることはできません。事業実施にあたり Park-PFI を導入することで、公募対象公園施設等の収益還元により、特定公園施設の整備と管理運営、歴史的建造物や花などの公園施設の魅力向上、指定

管理業務に係る名古屋市の負担が低減されることを期待します。

※⑧⑨の業務については、公募設置等予定者を、名古屋市の議会（以下「市会」といいます。）の議決を経て、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として指定した上で行っていただく予定です。

10 事業イメージと費用負担及び役割分担

(1) 事業イメージ



(2) 費用負担及び役割分担

【Park-PFI 及び指定管理者制度】

項目	Park-PFI				指定管理者制度		
	① 公募対象公園 施設	② 利便増進 施設	③ 特定公園施設 (④を除く)	④ 特定公園施設 (管理施設)	⑤ 指定管理 業務	⑥ 自主事業	
対象 施設等 設・区 域	飲食店 売店等	自転車駐車場 広告塔 看板	休憩所 便所 園路等	管理事務所 倉庫 資材置き場	公園全域 (許可施設 を除く)	公園全域(自主 事業として設置 する以外の許可 施設を除く) 自動販売機等	
整備 (※設計含む)	実施 主体	整備運営事業者				—	整備運営事業者
	費用 負担	整備運営事業者		整備運営事業者と名古屋市		—	整備運営事業者
	位置 付け 等	整備運営 事業者が公園施設 設置許可を受けて 整備	整備運営事 業者が都市 公園占用許可を受けて 整備	公園施設譲渡契 約により整備運 営事業者が整備 したものを名古 屋市へ譲渡 工事中は都市公 園占用許可	公園施設譲渡契 約により整備運 営事業者が整備 したものを名古 屋市へ譲渡 工事中は都市公 園占用許可	—	整備運営事業者 が公園施設設置 許可を受けて必 要に応じて設置 又は整備
管理 運営	実施 主体	整備運営事業者(指定管理者)					
	費用 負担	整備運営事業者			名古屋市	整備運営事業者	
	位置 付け 等	整備運営 事業者が公園施設 設置許可を受けて 管理運営	整備運営事 業者が都市 公園占用許可を受けて 管理運営	整備運営事業者 が公園施設管理 許可を受けて管 理運営(減免可)	指定管理業務	整備運営事業者 が公園施設設置 許可又は管理許 可を受けて管理 運営	

11 事業期間（認定の有効期間等）

公募設置等計画の認定の有効期間は、原則令和4年4月1日から令和24年3月末日までの20年間とし、設計、工事、及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状復旧に要する期間を含みます。

公募対象公園施設及び利便増進施設の設置許可期間は、認定の有効期間内で工事着手時から令和14年3月末日までの約10年とし、整備運営事業者からの更新申請により、最長10年の更新許可を行います。

特定公園施設は占用許可を受けて整備し、名古屋市に譲渡した後、管理施設以外の公園施設については認定の有効期間内において管理許可を受け、事業者の負担で管理運営を行います。

指定管理対象施設における指定管理者の指定期間は10年とします。令和4年4月から令和14年3月末日までの指定管理は、整備運営事業者を非公募で指定管理者に指定します。令和14年4月から令和24年3月末日までの指定管理は整備運営事業者を非公募で審査し、指定管理者の指定を行う予定です。

R3.12	R4.4	R5.4 頃想定	R14.4	R24.3
基本協定の締結	基本協定期間（約20年4か月）			
	協議・設計	公募設置等計画の認定有効期間（最長20年）		
		公募対象公園施設の設置許可 （約10年）	公募対象公園施設の設置許可 （最長10年）	
		工事	供用期間 （約19年）	解体
		特定公園施設の整備	特定公園施設の管理許可	
		（約9年）	（最長10年）	
協議・引継	指定管理対象施設の管理			
	（10年）		（10年）	

12 事業実施体制

本事業は、原則、整備運営事業者を構成する法人（グループではなく単独の法人が応募者になった場合はその法人）により直接実施していただきます。

整備運営事業者は、公募対象公園施設と特定公園施設の整備運営、指定管理対象施設の管理運営、魅力向上事業の実施について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

ただし、次ページ「事業実施体制イメージ」で共同事業体の構成法人を任意としたもの又は整備運営事業者が直接処理することが困難な場合もしくは委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で名古屋市の承認を受けたもの（主たる部分は除きます。）については、第三者に業務の委託又は請負を行わせることができます。

第三者に業務の委託又は請負を行わせる場合において、第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、すべて、整備運営事業者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、整備運営事業者の責任において負担するものとします。また、整備運営事業者の責任において、当該委託先又は請負先の事業者に事業者募集に関する資料（以下「募集要項」といいます。）、基本協定、実施協定等を遵守させてください。

公募対象公園施設の管理運営（テナント及び駐車場の運営業務を除きます。）及び指定管理対象施設の管理運営（自主事業、警備・受付等の業務を除きます。）については、整備運営事業者が自ら実施することとします。

整備運営事業者は、公募対象公園施設の整備運営にあたっては、都市公園法第5条の設置許可を、特定公園施設の整備にあたっては同法第5条の占用許可、管理運営にあたっては同法第5条の管理許可を受けてください。また、公募設置等予定者を、市会の議決を経た上で、指定管理対象施設の指定管理者として指定します。

＜事業実施体制イメージ＞

事業実施対象施設	事業内容		共同事業体の構成法人	必要な許可
特定公園施設 (管理施設)	①	整備	必須	占用許可(整備時)
特定公園施設 (管理施設を除く)	②	整備・管理運営	必須	占用許可(整備時) 管理許可(特定公園施設の管理運営時)
公募対象公園施設	③	整備・管理運営 (④を除く)	必須	設置許可
	④	管理運営 (テナント・駐車場)	任意	設置許可
利便増進施設	⑤	整備・管理運営	任意	占用許可
指定管理対象施設	⑥	指定管理業務 (⑦を除く)	必須	—
	⑦	自主事業・警備 ・受付	任意	設置許可、管理許可、 行為許可(自主事業)
すべての公園施設	⑧	魅力向上事業	必須	設置許可、管理許可、 行為許可

※整備には計画・設計から建築等工事までを含むものとします。

※自主事業及び魅力向上事業の行為許可の必要の有無は事業の内容によります。

13 その他

(1) 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、名古屋市及び整備運営事業者は誠意を持って協議するものとします。

(2) 法規制等

本事業の実施にあたり、必要な許認可の取得や手続きについては、整備運営事業者の負担により実施してください。

(3) 環境配慮体制

「指定管理者、PFI 事業者及び委託業者に係る環境配慮の取組要領」を遵守し、「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、公共交通機関の利用、エコドライブの実践、大気・水環境の保全、廃棄物の発生抑制・資源化、生物多様性の保全、緑化の推進、節水、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めてください。

第2章 公募の実施に関する事項等

1 応募資格等

(1) 応募者の資格

- ア 応募者は、法人（以下「応募法人」といいます。）、又は複数の法人によるグループ（以下「応募グループ」といいます。）に限ります。
- イ グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し（以下、共同事業体を構成する法人を個別に又は総称して「構成法人」といいます。）、代表法人を定めてください。
- ウ グループで応募する場合は、そのすべての構成法人が下記（2）の資格要件を満たしている必要があります。
- エ 応募法人は、他の応募グループの構成法人になることはできません。
- オ 構成法人は、同時に複数の応募グループの構成法人になることはできません。

(2) 資格要件

次に掲げる資格要件を満たさない法人は、応募資格を有しません。また、各資格要件を満たさない法人が構成法人となっているグループも応募資格を有しません。申請団体が応募資格を有しない場合は失格とします。なお、シを除く資格要件は、申請書類の提出期限の日現在をもって確認を行います。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立てがなされていないこと。
- オ 直近の決算において債務超過でないこと。
- カ 募集要項を公示した日から公募設置等予定者の選定結果の通知の日（以下「公募設置等予定者決定通知日」といいます。）までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- キ 最近の2年間において、法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）。
- ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により名古屋市又は他の地方公共団体から指定の取り消し処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。

- ケ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除きます。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。
- コ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者でないこと。
- サ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等である場合は、当該組合の組合員が本公募に参加しようとするものでないこと。
- シ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人でないこと。
- （ア）募集要項を公示した日から公募設置等予定者決定通知日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）、及び「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 総行経第 9 号）に基づく排除措置対象法人等に該当している法人。
- （イ）募集要項の公示日以前において、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」その他暴力団の排除に関して市の定める規定等に基づく排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から 3 年を経過した法人を除きます。
- ※ 公募設置等予定者の選定にあたり、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、公募設置等予定者として決定された後、または指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として公募設置等予定者の決定の取消し及び指定の取消しを行います。
- ス 募集要項の作成に関する業務を名古屋市が委託した下記の事業者でないこと。
株式会社プレック研究所（東京都千代田区麴町 3 丁目 7 番地 6）
- セ 特定公園施設の建築物の設計業務の役割に当たる応募法人又は応募グループの構成団体のうち、少なくとも 1 者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、かつ都市公園又は都市公園と類似した施設の設計業務実績を有することとします。
- ソ 特定公園施設の建設業務の役割に当たる応募法人又は応募グループの構成団体のうち、少なくとも 1 者は、令和 3 年度及び令和 4 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事の請負」、申請業種「建築工事」又は「一般土木工事」又は「造園工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。また、都市公園又は都市公園と類似した施設の建設工事実績を有することとします。
- タ 指定管理業務に当たる応募法人又は応募グループの構成団体のうち、少なくとも 1 者は、都市公園又は都市公園と類似した施設について、管理運営業務実績を有すること

とします。

※なお、確認時にシを除く各資格要件を満たしていた場合でも、公募設置等予定者決定通知日までの間に満たされなくなったことが判明した場合、その申請者は失格となります。

(3) 応募グループの構成法人の変更

応募グループの場合、代表法人及び構成法人の変更は原則として認めません。ただし、代表法人以外の構成法人については、業務遂行上支障がないと名古屋市が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。その場合、名古屋市は必要に応じ、整備運営事業者に書類の再提出等を求めることがあります。

2 応募手続き

(1) 募集要項の公示

名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表し、ダウンロードできます。ただし、一部の資料については、応募登録後に配布します。

- ・公示日：令和3年4月27日（火）
- ・URL：<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000140232.html>

(2) 公募説明・施設見学会

本施設について、ご希望の方を対象に、公募説明・施設見学会を行います。事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

なお、公募説明・施設見学会に参加しなくても応募書類を提出することは可能です。また、参加しないことにより審査において不利になることはありません。

・申し込み方法

使用様式：様式1「公募説明・施設見学会 参加申込書」

申込期限：令和3年5月14日（金）まで

申込方法：事務局（「第1章 3 事務局(P2)」を参照）あて電子メール

※件名を「鶴舞公園整備運営事業提案 公募説明・施設見学会 参加申込」としてくだ
さい。

※参加可能人数は、1社あたり3名までとします。

・開催日時及び場所

開催日時：令和3年5月18日（火）午後2時から

開催場所：名古屋市公会堂 4階 第7集会室

(3) 追加資料の配布

本事業に応募を予定する方に対し、下記の資料を送付させていただきます。5月上旬以降、順次送付を予定しております。

・申し込み方法

使用様式：様式2「追加資料 配布申込書」

申込期限：令和3年7月23日（金）

申込方法：事務局あて電子メール

※件名を「鶴舞公園整備運営事業提案 追加資料 配布申込」として
ください。

○追加予定資料

基本協定書（案）
実施協定書（案）
指定管理業務基本協定書（案）
文化財登録原簿への登録手続きについて（意見）
利用実態調査結果
利用者アンケート調査結果（令和元年12月）
有料公園施設利用件数（令和2年、令和元年、平成30年）
占用許可一覧
設置許可一覧
整備区域にかかる竣工図等（建築物、放送設備等）の図面
都市公園台帳平面図（CAD）
鶴舞湧水調査結果
インフラ参考図

※追加予定資料は一部変更になる場合があります。

(4) 応募登録

本事業に応募を予定する方は、必ず応募登録をしてください。

応募登録は、法人又は法人のグループに限ります。個人での応募登録はできません。

グループで整備運営事業提案書の提出を予定されている場合は、グループのうち1者が代表して応募登録を行ってください。なお、整備運営事業提案書の受付前においては、応募登録をした法人が存在する場合に限り、グループの構成を変更することは可能です。

応募登録は、以下のとおり行ってください。

・提出書類：後述の「提出書類一覧」のうち書類No.1～10

※応募グループにあたっては、すべての構成法人について提出

(様式4は代表法人のみ)

- ・申込期間：令和3年5月6日(木)～令和3年7月~~23日(金)~~26日(月)
- ・申込方法：事務局へ持参もしくは郵送(締切日必着)

(5) 募集要項等に対する質疑および回答

募集要項等の内容に関して質問がある場合は質問票を提出することができます。
回答内容については、募集要項等と同等の効力を持つものとします。

- ・使用様式：様式3「質問票」
- ・受付期間：令和3年5月6日(木)～令和3年7月7日(水)
- ・提出方法：事務局あて電子メール
※件名を「鶴舞公園整備運営事業提案 質問票」としてください。
- ・回答日：令和3年7月21日(水)までに回答
- ・回答方法：名古屋市公式ウェブサイトにて公表します。

(6) 整備運営事業提案書等の提出

応募登録をされた方は、誓約書、整備運営事業提案書、その他指定の書類を以下のとおり提出してください。

- ・提出書類：後述の「提出書類一覧」のうち書類No.11～48
- ・受付期間：令和3年7月14日(水)～令和3年8月13日(金)
- ・提出方法：事務局へ持参もしくは郵送(締切日必着)

<提出書類作成の注意事項>

○一般的事項

- ・提出書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令等を遵守し、かつ募集要項等に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで提出書類を作成してください。
- ・法人等(グループ)において、現在管理している施設がある場合には、その施設における取組実績等を踏まえて記載してください。
- ・必要に応じて提出書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

○応募登録申込書、応募資格確認書類、誓約書 (様式4～9)

- ・A4判、片面印刷とします。

○整備運営事業提案書(様式10～41)

- ・両面印刷(カラー印刷可)、簡易な製本(糊、テープ綴、ステープル留め不可。ク

リップ、ゼムクリップ、ダブルクリップ留め等で製本)とし、頁数を付して提出してください。様式により用紙の大きさ、枚数に制限があるものがありますのでご注意ください。

- ・明確かつ具体的に記述してください。分かり易さ、見易さに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜使用してください。
- ・記載事項については、第4章「Park-PFIに関する事項(公募設置等指針)」、第5章「指定管理に関する事項(指定管理募集要項)」、及び第6章「魅力向上事業に関する事項」を参照してください。
- ・様式に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。

○参考提案書

- ・提出は任意です。提出しないことで評価が不利になることはありません。
- ・様式に定めはありません。
- ・各項目につきA3判の場合は1枚、A4判の場合は2枚を上限とします。
- ・両面印刷(カラー印刷可)、簡易な製本(糊、テープ綴、ステープル留め不可。クリップ、ゼムクリップ、ダブルクリップ留め等で製本)とし、頁数を付して提出してください。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かり易さ、見易さに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜使用してください。
- ・記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。

○電子データ

- ・書類No.7, 10, 13～43, 45～48 は米マイクロソフト社のワード又はエクセル（いずれも 2016 以前のバージョン）で作成してください。
- ・次の提出書類を電子データ化したものを CD-ROM 又は DVD-ROM にて提出してください。

提出時期	書類の種類	データの形式
応募登録時	書類No.9 を一つのファイルにまとめたもの	PDF 形式
	応募登録時の提出書類一式を一つのファイルにまとめたもの	PDF 形式
	応募登録時の提出書類一覧のデータ欄に○がついているもの	ワード又はエクセル形式
整備運営 事業提案書 提出時	書類No.12～40 を一つのファイルにまとめたもの	PDF 形式
	書類No.13, 14, 38, 39 を一つのファイルにまとめたもの	PDF 形式
	書類No.15～25 を一つのファイルにまとめたもの	PDF 形式
	書類No.26～37 を一つのファイルにまとめたもの	PDF 形式
	書類No.11, 41, 42	PDF 形式
	書類No.44～48 を一つのファイルにまとめたもの	PDF 形式
	整備運営事業提案書提出時の提出書類一覧のデータ欄に○がついているもの	ワード又はエクセル形式

- ・PDF 形式とするものは、原則として画像化されたものではなく、テキスト情報を含んだものとしてください。
- ・法人登記簿謄本等テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化したもので構いません。

【提出書類一覧】

○応募登録時

書類 No.	提出書類	様式	データ	提出部数	
				正	副
1	応募登録申込書（グループ応募の場合、代表法人のみ）	様式 4		1	1
応募資格確認書類（応募グループにあたっては、すべての構成法人について提出）					
2	法人の概要	様式 5		1	15
3	共同事業体協定書兼委任状 （グループ応募の場合のみ）	様式 6		1	1
4	定款又は寄附行為の写し	—		1	15
5	法人のパンフレット	—		1	15
6	法人登記簿謄本	—		1	1
7	役員名簿	様式 7	○	1	15
8	過去 2 年間の法人税、法人市町村民税、固定資産税、 消費税及び地方消費税の納税証明書 ※未納がない証明でもよい ※新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税 の猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可証 明書」又は「徴収猶予許可通知書」等でもよい	—		1	15
9	財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変 動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー 計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近 3 年間） ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所 の写し ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸 表、単体財務諸表 ※公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表	—		1	15
10	財務状況表	様式 8	○	1	15

○整備運営事業提案書提出時

書類 No.	提出書類	様式	データ	提出部数	
				正	副
11	誓約書	様式 9		1	1

書類 No.	提出書類	様式	データ	提出部数	
				正	副
12	鶴舞公園整備運営事業提案書 表紙	様式 10		1	15
	1 共通事項				
13	(1) 事業の全体方針	様式 11	○	1	15
14	(2) 事業の実施体制	様式 12	○	1	15
	2 公募設置等計画				
	(1) 全体計画				
15	ア 整備の方針・配置計画	様式 13	○	1	15
16	イ 基本計画図・イメージパース	様式 14	○	1	15
17	ウ 応募者の整備及び管理運営能力	様式 15	○	1	15
18	エ 実施体制	様式 16	○	1	15
	(2) 整備計画				
19	ア 公募対象公園施設の概要・整備計画	様式 17	○	1	15
20	イ 特定公園施設の概要・整備計画	様式 18	○	1	15
21	ウ 利便増進施設の概要・整備計画	様式 19	○	1	15
22	エ 各種図面	様式 20	○	1	15
23	(3) 施工計画	様式 21	○	1	15
24	(4) 運営計画	様式 22	○	1	15
25	(5) 公募設置等計画に関する投資・収支計画[Excel]	様式 23	○	1	15
	3 指定管理対象施設に関する計画				
	(1) 基本事項				
26	ア 応募者の取組み姿勢	様式 24	○	1	15
27	イ 応募者の管理運営能力・実績	様式 25	○	1	15
	(2) 管理体制及び協働				
28	ア 具体的な組織・人員	様式 26	○	1	15
29	イ 協働（パートナーシップ）	様式 27	○	1	15
	(3) 具体的な管理方針				
30	ア 維持管理の方針	様式 28	○	1	15
31	イ 運営管理の方針	様式 29	○	1	15
32	ウ この施設特有の管理方針	様式 30	○	1	15
33	エ 魅力増進・利用促進	様式 31	○	1	15
34	(4) 自主事業の計画	様式 32	○	1	15
	(5) 収支計画				
35	ア 経費節減策	様式 33	○	1	15

36	イ 収支計画書（総括表）[Excel]	様式 34	○	1	15
37	ウ 収支計画書（内訳表）[Excel]	様式 35	○	1	15
	4 総合的な運営				
38	(1)総合的な運営方針	様式 36	○	1	15
39	(2)総合的な運営計画	様式 37	○	1	15
40	価格提案書	様式 38	○	1	15
41	名古屋市緑化センター指定管理者指定申請書	様式 39	○	1	15
42	名古屋市公園施設指定管理者指定申請書	様式 40	○	1	15
43	対象人件費等計算書[Excel]	様式 41	○	1	15

(提出任意)

書類 No.	提出書類	様式	データ	提出部数	
				正	副
44	参考提案 表紙	—		1	15
45	(1) 鶴舞公園の整備に関する参考提案	—	○	1	15
46	(2) 駐車場の利用料金に関する参考提案	—	○	1	15
47	(3) 既存飲食店との連携に関する参考提案	—	○	1	15
48	(4) つるのめぐみの活用に関する参考提案	—	○	1	15
49	応募辞退届	様式 42		1	—

(7) プレゼンテーション資料の提出

第1次評価通過者は、第2次評価で用いるプレゼンテーション用の資料を以下の通り提出してください。

ア 提出書類：プレゼンテーション時発表資料 15部

A3サイズ4枚以内（両面2枚可）で様式は任意です。

イ 受付期間：第1次評価通過者にお知らせいたします。

※ 通知後速やかにご提出いただきますので、予めご準備ください。

ウ 受付方法：事務局へ持参もしくは郵送（締切日必着）

(8) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

募集要項等その他公募にかかるすべての資料の記載内容を承諾したうえで、整備運営事業提案書等を提出してください。

イ 選定委員会の委員等への接触の禁止等

応募法人又は応募グループのすべての構成法人について、候補者及び次点選定前

までに、選定委員会の委員及び臨時委員、本業務に従事する名古屋市職員及び本件関係者に対して、本事業提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

また、募集要項公示日から候補者選定結果通知日までは、応募者に限らずいかなるものからの提案内容、審査内容等に関する問い合わせには、お答えできません。

ウ 複数提案の禁止

本事業への提案は、1 応募者につき一つとし、複数の提案はできません。

エ 提案内容の変更の禁止

整備運営事業提案書等の内容を提出期限後に変更することはできません。

オ 虚偽の記載をした場合等の対応

提出書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。

カ 追加資料の提出

名古屋市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

キ 応募の辞退

提出書類の提出後に辞退する場合は、応募辞退届（様式 42）を提出してください。

ク 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

ケ 提出書類の帰属

提出書類の著作権は、候補者を決定するまでの間は応募者に帰属し、候補者に決定した後は名古屋市に帰属します。また、選定されなかった団体の提出書類の著作権は、当該団体に帰属します。

コ 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

応募者の提出書類等について行政文書公開請求があった場合、その他名古屋市が必要と認める場合は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。

行政文書公開請求等に対する公開・非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申を参考に、名古屋市において判断しますので、特に必要がある場合を除き、意見照会を行いません（名古屋市情報公開条例及び名古屋市情報公開審査会答申については名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。）。

また、名古屋市が必要と認める場合に、提出書類等の全部もしくは一部を公表することがあります。

なお、候補者に選定された団体は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除く「提案の概要」を作成し、名古屋市に提出していただきます。名

古屋市は、市会において管理者の指定の議決を経たのち、公表するものとします。

3 応募書類等の評価・候補者の選定

(1) 選定の手順

候補者の選定は、名古屋市が都市公園法第5条の4第1項に基づき、すべての整備運営事業提案書の審査を行い、その審査を通過した提案書について都市公園法第5条の4第2項に基づき評価を行う2段階で実施します。

ア 資格確認、整備運営事業提案等の審査

整備運営事業提案書等提出後、事務局において、整備運営事業提案書が募集要項等に照らし適切なものであること、公募対象公園施設の整備が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること、整備運営事業提案書を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査します。

なお、提出書類の内容について、事務局から確認・照会等を行う場合があります。審査の結果、これらの条件を満たしていないと認められる場合、募集要項第2章1(2)資格要件ア又はカに抵触した場合などは、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付します。

また、応募資格を有しない者（募集要項第2章1(2)資格要件ア～タ）の提案については失格とし、以降の審査を行いません。

整備運営事業提案書等について、誤字・脱字、乱丁・落丁など、内容の変更を伴わず提出書類の明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、記載誤りとし、添付資料漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なもので、事務局の補正要求に容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提出書類の一部差し替え又は正誤表による修正を認めます。ただし、事務局が定めた期間内に再提出することが条件となりますので、期限までに補正要求に応じない者の整備運営事業提案書等については、事務局の意見を付して選定委員会へ送付します。

イ 選定委員会による選定

アの審査を通過したすべての整備運営事業提案書について、募集要項第2章3(2)に定める評価の基準に従って評価を行います。整備運営事業提案書の評価は選定委員会が行い、候補者及び次点を選定します。なお、臨時委員は財務について助言を行うものとし、整備運営事業提案書の採点は行いません。

(ア) 第1次評価（書類評価）

資格確認等において、事務局意見の付いた提案について、選定委員会が失格の是非を判断します。この段階において失格とされた提案は、以後の審査を行いません。この時点で失格となった応募者には、その旨を通知します。

提案された内容等について、評価の基準に従い、各委員が書類評価を行い採点します。

【選定方法】

各委員の採点の合計点数（以下「得点数」といいます。）が高い順に順位点を付け（注）、以下の方法で順位を決定します。

（注）順位点については、得点数が1位は1点、2位は2点、3位は3点というように得点数が高いほど順位点は低くなります。

- ① 順位点の合計の少ない順
- ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順
- ③ 順位点の合計と1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
- ④ 以上で決まらなかった場合は、委員全員による合議

順位決定方法に従い決定した上位者から、原則2者を第2次審査の対象として選定します。その場合、選定外となった応募者に対し、事務局から通知します。

なお、応募者が2者以下の場合は、書類評価を実施しない場合があります。

（イ）第2次評価（ヒアリング評価）

第1次評価通過者を対象に、あらためてプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング評価を行います。1応募者につき5名まで出席できることとし、ヒアリング評価の日時及び場所は、事務局から連絡します。評価の基準、選定方法は第1次評価と同じです。

（ウ）候補者の選定

選定委員会は、第2次評価を第1位で通過した応募者を候補者として、第2位で通過した応募者を次点として選定します。

なお、選定の基準の項目のうち「共通事項」にかかる配点（40点）、「公募設置等計画」にかかる配点（160点）、「指定管理対象施設に関する計画」にかかる配点（200点）、及び評価点の満点（400点）にそれぞれ選定委員会の委員数を乗じた点数の5割をそれぞれの最低基準点とし、「共通事項」の得点、「公募設置等計画」の得点、「指定管理対象施設に関する計画」の得点及び総合得点がすべて最低基準点以上の点数を得た者の中から候補者と次点を選定します。

また、評価の結果によっては、候補者、次点の両方又は次点について、該当者なしとする場合があります。

名古屋市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、公募設置等予定者及び次点を選定します。

ウ 選定結果の通知・公表

選定結果は速やかにすべての応募者に対して文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果については、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載・市政記者クラブへの資料提供等により、次の①から⑦の内容を公表します。

- ① 選定委員会の開催日時
- ② 選定委員会の委員
- ③ 公募設置等予定者及び次点として選定された団体の名称
- ④ 申請団体の名称
- ⑤ 選定委員会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く。）
- ⑥ 公募設置等予定者の提案の概要
- ⑦ 各申請団体の総得点及び事業者募集に関する資料に記載した項目ごとの得点内訳

(2) 評価の基準

提案の評価は以下の基準に基づいて行います。

項 目		審査の主な視点	配点	合計
共通事項	全体方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の全体方針 ・構成団体の体制 	20	40
	総合的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な運営方針（公園全体を活用した広報、催事等） ・総合的な運営計画 	20	
公募設置等計画	全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・整備の全体方針（エリアの考え方） ・施設の配置計画、空間デザイン ・応募者の整備及び管理運営能力 ・具体的な事業の実施体制 ・収支計画 	40	160
	整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設及び利便増進施設の整備の考え方 ・特定公園施設の整備の考え方 	35	
	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画 	10	
	運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・運営の考え方 ・運営の継続性、発展性 ・植栽の維持管理計画 	35	
	価格提案	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設整備に関する応募者負担額 ・公募対象公園施設の許可使用料提案額 ・事業収益の還元 	40	
指定管理対象施設に関する計画	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の役割、特性の把握 ・公園経営に対する理解 ・応募者の管理運営能力 	20	200
	管理体制及び協働	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営職員の配置、役割分担 ・団体内のサポート、人材育成 ・市民、地域、企業等との協働の実績及び今後の方針 	35	
	具体的な管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理の考え方 ・植物管理の考え方 ・利用者サービス向上の考え方 ・緑の普及、啓発事業への取組み ・めざす公園像への取組み ・魅力の増進策、利用の促進策 	95	
	自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業の提案 ・自主事業の収支及び収益の還元 	20	
	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・経費節減策 ・年間収支計画 	30	
合計				400

(3) 名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会委員・臨時委員

氏 名	所 属
伊藤 孝紀 (いとう たかのり)	名古屋工業大学大学院工学研究科 准教授
加藤 正樹 (かとう まさき)	公認会計士 (臨時委員)
加藤 義人 (かとう よしと)	岐阜大学 客員教授
佐藤 久美 (さとう くみ)	名古屋国際工科専門職大学工科学部 教授
西田 佐知子 (にしだ さちこ)	名古屋大学博物館 准教授
丸山 宏 (まるやま ひろむ)	名城大学 名誉教授

(五十音順、敬称略)

第3章 公募設置等計画の認定・指定管理者の指定・契約の締結等

1 公募設置管理制度（Park-PFI）

（1）公募設置等計画の認定

名古屋市は、公募設置等予定者を選定し、その結果を通知した後、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定し、これ以降、公募設置等予定者は認定計画提出者になります。ただし、本事業はPark-PFIと指定管理者制度を併用し同一事業者において一括運営することとしているため、公募設置等予定者を指定管理者とする議決がなされなかった場合は、この限りではありません。なお、認定前に候補者が本事業を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、名古屋市は次点と協議を行い、当該次点を公募設置等予定者とします。

認定にあたっては、選定委員会での意見を踏まえ、必要に応じ、名古屋市と公募設置等予定者との調整により、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更したうえで、当該変更後の計画を認定する場合があります。

また、認定に基づき名古屋市が公示する公募対象公園施設の場所は、認定計画提出者以外の者が公園施設の設置管理許可を申請することができない区域となります。

なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容すべてが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

（2）認定後の公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定後の公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は名古屋市と協議のうえ、認定後の公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。

変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

（3）協定の締結

ア 基本協定

認定計画提出者は、名古屋市が認定した公募設置等計画に基づき、名古屋市と協議のうえ、本事業の実施に関する基本的事項を定めた「鶴舞公園整備運営事業基本協定」（以下「基本協定」といいます。）を締結します。

イ 実施協定

基本協定の締結後、名古屋市と認定計画提出者との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細について定めた「鶴舞公園整備運営事業実施協定」（以下

「実施協定」といいます。)を締結します。

ウ 協定が締結できない場合について

認定計画提出者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、名古屋市はその認定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (イ) 認定計画提出者としての業務の履行が確実にないと認められる場合
- (ウ) 著しく社会的信用を失うに至った場合
- (エ) その他認定計画提出者としてふさわしくないと認められる場合

エ 公募対象公園施設の設置許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置の開始時期までに、名古屋市に対して都市公園法第 5 条に基づく公園施設の設置許可を受け、認定計画提出者の負担において、整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

また、設置許可期間（更新期間も含む）には、公募対象公園施設の整備にかかる期間や事業終了前の解体・撤去期間を含むものとし、原則として工事期間中も含め名古屋市へ許可使用料を支払っていただきます。

認定計画提出者は、事業期間終了時（設置管理許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合も含みます。）までに公募対象公園施設を撤去し、更地にしていただきます。

ただし、名古屋市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者の間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について名古屋市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、名古屋市は、認定計画提出者に代わり解体・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

オ 特定公園施設譲渡契約等

特定公園施設の整備とそれに伴う既存施設等の撤去・移設等に係る一切の工事については、名古屋市と認定計画提出者が「特定公園施設譲渡契約」を締結し、一旦、認定計画提出者の負担において施工していただき、整備完了後、名古屋市へ譲渡していただきます。

ただし、予算措置及び財産の取扱いについて市会で可決されることを前提とします。

また、特定公園施設の整備に伴い工事エリアとして公園を占用する場合、都市公園法第 6 条に基づく都市公園占用許可を受けるものとしますが、この場合の占用許可

使用料については、原則として免除します。

2 指定管理者制度

(1) 指定管理者の指定

名古屋市は、公募設置等予定者との協議が整った後、指定管理対象施設の指定管理者の指定に係る議案について市会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。指定については、名古屋市公報に掲載するとともに、名古屋市公式ウェブサイトでも公表します。

(2) 協定の締結

指定管理対象施設における指定管理者の指定後、指定管理業務及び指定管理者提案事業に関し、協定を締結します。

ア 協定事項

名古屋市の示す管理の基準及び提出書類に基づき、名古屋市と協議のうえ、指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。

協定には、次の事項を規定するものとします。

(ア) 総則

協定の目的、公共性の趣旨の尊重、指定期間、法令・協定等の遵守義務及び遵守すべき規定、信義誠実の原則、権利譲渡の禁止等

(イ) 管理業務の具体的内容

指定管理者の表示、業務の範囲、業務の内容等の変更、徴収業務の委託及び処理、第三者への委託等

(ウ) 管理費用として名古屋市が支払う金額

指定管理料（支払方法、金額の変更、返還）、賃金水準の変動への対応、執行について協議する経費

(エ) 管理業務に従事させる者の職務の内容等

職員の配置

(オ) 個人情報の保護のために講じる措置の内容

情報の保護及び公開、秘密の保持、管理用カメラの管理、及び運用

(カ) 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

名古屋市と指定管理者の責任分担、損害賠償、第三者への賠償、賠償にかかる求償、不可抗力発生時の対応

(キ) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

指定の取消し等、暴力団関係事業者の排除

(ク) 備品の取扱い

備品の貸付及び使用、取得した備品の帰属等

(ケ) 緊急時等における対応

(コ) その他

苦情の処理、利用者満足度等の把握、提出資料等、調査及び是正勧告、名古屋市による評価の実施及び公表、暴力団及びその関係者からの妨害等への対応、暴力団の施設利用における措置、原状回復義務、監査委員等による監査、業務の引継ぎ、団体における法人格変更への対応、重要事項に係る事前協議、協定書の変更、協議等

イ 協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、名古屋市はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

(イ) 指定管理者としての業務の履行が確実にないと認められる場合

(ウ) 著しく社会的信用を失うに至った場合

(エ) その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

Ⅱ 公募設置管理制度（Park-PFI）

第4章 Park-PFIに関する事項（公募設置等指針）

1 事業の概要

本事業にて、鶴舞公園の景観や情緒を活かした飲食施設等の公募対象公園施設及び休憩所等の特定公園施設などの整備運営等を行っていただきます。

具体的な業務内容等については、別添 2-1「公募設置管理制度（Park-PFI）にかかる整備運営に関する事項」に示すとおりとします。

2 事業の対象となる区域

公募対象公園施設、特定公園施設等の提案が可能な区域（以下「整備区域」といいます。）は、別添 1-2「事業区域図」及び別添 2-2「整備区域図」に示すとおりとします。

3 公募設置等計画の認定の有効期間

令和4年4月1日から令和24年3月31日までの20年間です。

4 提案様式

様式13～様式23

Ⅲ 指定管理者制度

第5章 指定管理に関する事項（指定管理募集要項）

1 事業の概要

公募設置等予定者を、指定管理対象施設に係る指定管理者とすることを予定しています。

具体的な業務内容等について、別添 3-1「指定管理業務及び自主事業に関する事項」に示すとおりとします。

2 管理運營業務の対象となる区域及び施設

(1) 管理区域

管理運營業務の対象となる区域は、別添 1-2「事業区域図」及び別添 3-12「指定管理区域詳細図」に示すとおりとします。

別添 2-2「整備区域図」に示す秋の池エリア及び熊沢山エリアの整備区域（任意）においては、提案された公募対象公園施設と特定公園施設を除いた区域が指定管理区域です。その他、指定管理業務に必要な施設として整備された管理事務所、倉庫、資材置き場は指定管理対象施設です。

管理区域内の一部区域について、名古屋市において再整備工事を実施します。その整備にあわせて当該区域を管理区域から除外することがあります。現時点では、令和3年度から令和6年度にかけ、竜ヶ池の改修を予定していますが、本工事により年度を通して維持管理が不要となることはありません。

また今後、名古屋市において民設民営の便益施設に関する公募を検討し、指定期間内にこの公募を行った場合、その整備に合わせて当該区域を管理区域から除外することがあります。

現在民設民営で設置されている便益施設等許可施設が移転となった場合、当該区域を管理区域に加えることがあります。

(2) 施設概要

ア 名称	鶴舞公園	
所在地	名古屋市昭和区鶴舞一丁目	
施設概要	バラ園	3, 380㎡
	鶴々亭	1, 340㎡
	奏楽堂	3, 940㎡
	普選記念壇	2, 400㎡
	テニスコート	4, 500㎡

野球場	6, 200 m ²
駐車場	

イ 名 称	名古屋市緑化センター	
所在地	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番168号（鶴舞公園内）	
開 館	昭和55年	
建物概要	敷地面積	8, 340 m ²
	延床面積	661 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	
施設概要	事務室、講習室、展示室、ロビー等	339 m ²
	温室（グリーンサロン）	115 m ²
	花木見本園	919 m ²
	スイフヨウ園	810 m ²
	香りの園	3, 000 m ²

3 指定期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

なお、令和14年4月1日から令和24年3月31日までの10年間の指定管理者は、整備運営事業者を非公募で審査し、指定管理者候補とすることを予定しています。

4 提案様式

様式24～様式35

IV 魅力向上に関する事業

第6章 魅力向上事業に関する事項

1 事業の趣旨

賑わいの創出、地域や花などのみどりを軸としたコミュニティの活性化、歴史的建造物やみどりの保全と活用などにつなげるため、鶴舞公園全体を活用した催事、広報、演出等の魅力向上事業を提案してください。

2 事業区域

公募対象公園施設、特定公園施設、指定管理対象施設すべてを活用した提案としてください。

3 事業内容

(1) 催事、広報、演出等の事業実施について

鶴舞公園の特性を活かし、立地する地域の特色を踏まえた催事の企画運営、広報等の情報発信、歴史的建造物や花などの演出を、公募対象公園施設、利便増進施設、魅力向上事業の収益、及び指定管理料で行ってください。

再生方針、整備運営方針を踏まえた下記にかかる事業提案を期待します。

- ・ 季節の花やイベントなどの利用案内や園内案内、施設案内及び解説の充実
- ・ 緑化の普及、啓発
- ・ 鶴舞公園内の施設やボランティア団体との連携、協力
- ・ 周辺の公共施設、教育機関、地域住民組織や商店街、NPO 等との連携、協力
- ・ 無料公衆無線 LAN の整備とサービスの提供

催事の運営にあたり、設置管理許可を受けて事業者の収益で管理運営していただく公募対象公園施設、特定公園施設で行う事業は、市と事前の協議が必要です。指定管理対象施設で行う場合は、指定管理者業務仕様書及び指定管理制度の自主事業の取扱いに準拠します。

なお、本事業で実施する催事等への参加について有償・無償は問いませんが、都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者に限定される事業や、騒音や振動等の発生により、他の利用者による公園利用を著しく阻害するような事業は望ましくありません。こうした公園利用にふさわしくない事業の提案は認められません。

(2) 事業実施に伴う整備について

事業に必要な施設の設置等の提案も可能です。施設を設置する場合、原則設置許可施設とし、設置及び維持管理に必要な経費は公募対象公園施設、利便増進施設、及び魅力向上事業の収益で行ってください。

4 提案様式

様式 36～様式 37

V 参考提案

第7章 参考提案

鶴舞公園の歴史・文化的価値と利用者の満足度を高めるため、今後も名古屋市で再整備や管理運営の見直しを行い、施設の老朽化や利用者ニーズへの対応といった課題を解決し、鶴舞公園が名古屋を代表する市民の誇りとなりつづける公園となることを目指しています。

そこで今回の公募に合わせて、民間事業者の方から以下の項目に関して提案をいただき、今後の公園の整備や管理運営の検討に役立てたいと考えています。

なお、参考提案の提出は任意であり、公募設置等予定者の選定の評価対象外です。

1 鶴舞公園の整備に関する参考提案

今回の募集にかかる整備区域にかかわらず、鶴舞公園の景観や情緒、応募者が提案する公募対象公園施設のデザインと調和した公園施設の整備運営計画を参考提案として提出してください。提案にあたっては、公園施設及びその周辺部分を含めた計画図やイメージパースを作成してください。

特に子どもの広場周辺エリアについての提案を期待します。

なお、参考提案としていただいた案は、今後名古屋市が整備等を検討して行く際の参考とさせていただくものです。検討を進めた結果、提案された案が採用された場合においても、提案した事業者が公園整備を実施することを確約するものではありません。

2 駐車場の利用料金に関する参考提案

本業務で収納業務をしていただく鶴舞公園駐車場の利用料について、公園利用者の利便性が向上し、市財産の有効活用につながる料金体系を参考提案として提出してください。提案にあたっては、名古屋市都市公園条例及び名古屋市都市公園条例施行細則に定める減免は遵守するものとします。

特に下記事項についての提案を期待します。

- ① 夜間宿泊料金の設定
- ② 休日と土日、繁忙期での料金の変更
- ③ 上限金額の設定
- ④ 予約制の導入

参考提案としていただいた案は、今後名古屋市が検討して行く際の参考とさせていただくものであり、実現を保証するものではありません。

3 既存飲食店との連携に関する参考提案

鶴舞公園の運営にあたり、鶴舞公園内及び周辺の既存飲食店と連携した飲食サービスの提供や、広報、イベント等を実施する提案を期待します。鶴舞公園内の既存飲食店は、名古屋市から設置許可を受け、それぞれ被許可者が運営していますが、これら許可施設と連携した飲食等のサービス提供を参考提案として提出してください。

実際の連携にあたっては、整備運営事業者が既存飲食店の被許可者と調整して実施してください。提案の実現を名古屋市は保証しませんが、名古屋市と事前協議してください。実施する場合、各々の設置許可区域内としていただきますが、その他の連携の条件について原則名古屋市は関与いたしません。

4 つるのめぐみの活用に関する参考提案

鶴舞公園内の鶴舞中央図書館の地下には「つるのめぐみ」という愛称の湧き水があります。公園の魅力向上にこの湧き水を活用する提案を参考提案として提出してください。

提案の実現を名古屋市は保証しませんが、実際の活用にあたっては「つるのめぐみ」の施設管理者はじめ関係者との協議に協力します。なお活用に関する費用は原則事業者の負担です。

【鶴舞中央図書館の湧き水について】

① 名称（愛称）

つるのめぐみ

② 見学施設を流れる湧き水の水量

0.002 m³/s

③ 見学施設を流れる湧き水を含むすべての湧き水が最終的に集まるピットの水量

0.005 m³/s

④ 水質

追加資料参照